年度評価 項目別評定調書 (業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置)

## 1. 当事務及び事業に関する基本情報

第2-3 調達方式の適正化

2. 主な経年データ																
評価対象となる指標		指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)		30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)		2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比		
一般競争	件数	_	8件	73%	17 件	77%	22 件	76%	19 件	76%	9件	82%				
等入札	金額(百万円)	_	44	63%	197	88%	1,363	94%	328	75%	170	92%				
随意契約	件数	_	3件	27%	5件	23%	7件	24%	6件	24%	2件	18%				
	金額(百万円)	_	26	37%	27	12%	86	6%	112	25%	15	8%				
合計	件数	_	11 件	100%	22 件	100%	29 件	100%	25 件	100%	11 件	100%				
	金額(百万円)	_	69	100%	224	100%	1,448	100%	440	100%	185	100%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
中期目標	七 粗 計 <del>庫</del>	左鹿計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					
中期日标 	中期計画	年度計画	土 本 計 側 拍 保 	業務実績	自己評価				
3 調達方式の適正化	3 調達方式の適正化	3 調達方式の適正化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>				
調達に係る契約については、	調達に係る契約については、	調達に係る契約については、	なし	(1) 調達等合理化計画	評定:A				
「独立行政法人における調達	「独立行政法人における調達	「独立行政法人における調達		ア 令和3年6月に策定した令和3年度調達等	これまで1者応札・				
等合理化の取組の推進につい	等合理化の取組の推進につい	等合理化の取組の推進につい	<その他の指標>	合理化計画に基づき、一般競争入札等の着実な	1者応募の改善に向				
て」(平成 27 年5月 25 日総務	て」(平成 27 年5月 25 日総務	て」(平成 27 年5月 25 日総務	なし	実施、1 者応札・1 者応募の改善の取組、合理	けて様々な取組を行				
大臣決定) 及び国における取組	大臣決定) 及び国における取組	大臣決定) 及び国における取組		的な調達の実施等に取組み、調達方式の適正化	ってきたが、よりー				
(「公共調達の適正化につい	(「公共調達の適正化につい	(「公共調達の適正化につい	<評価の視点>	を図った。	層の競争性のある契				
て」(平成 18 年8月 25 日付け	て」(平成 18 年8月 25 日付け	て」(平成 18 年8月 25 日付け	調達に係る契約につい	令和3年度の一般競争入札等は9件、1億	約の締結を徹底する				
財計第2017号財務大臣通知))	財計第 2017 号財務大臣通知))	財計第2017号財務大臣通知))	ての政府の方針を踏ま	70 百万円で、契約全体に対する割合は、件数で	ため、新たに令和3				
等を踏まえ、以下の事項を着実	等を踏まえ、以下の事項を着実	等を踏まえ、以下の事項を着実	えて、適正な調達に向	82%、金額で 92%であった。	年度の調達等合理化				
に実施する。	に実施する。	に実施する。	けた取組は行われてい	なお、1者応札・1者応募となった入札は、	計画において、複数				
(1)調達等合理化計画	(1) 調達等合理化計画	(1)調達等合理化計画	るか	なかった(2年度 1件)。	者が確実に入札する				
ア 信用基金が毎年度策定す	ア 信用基金が毎年度策定す	ア 信用基金が策定する調達		また、随意契約は2件、15百万円で、契約全	ことが確認できない				
る調達等合理化計画に基づ	る調達等合理化計画に基づ	等合理化計画に基づき、一般		体に対する割合は、件数で18%、金額で8%で	場合は、入札手続き				
き、一般競争入札等(競争入	き、一般競争入札等(競争入	競争入札等(競争入札及び企		あった。	を中断等することと				
札及び企画競争・公募)を着	札及び企画競争・公募)を着	画競争・公募)を着実に実施		イ 令和3年度に締結した契約に係る情報につ	し、この方針に沿っ				
実に実施する。	実に実施する。	する。		いて、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基	て着実に取組を行っ				
イ 調達等合理化計画を踏ま	イ 調達等合理化計画を踏ま	イ 調達等合理化計画を踏ま		金ウェブサイトにて公表した。	た結果、1者応札・				
えた取組状況をウェブサイ	えた取組状況をウェブサイ	えた取組状況をウェブサイ		また、1 者応札・1 者応募の改善のフォロー	1者応募となった入				
トに公表し、フォローアップ	トに公表し、フォローアップ	トに公表し、フォローアップ		アップとして、各調達案件について、改善項目	札は0件となったこ				
を実施する。	を実施する。	を実施する。		ごとに取組状況の確認を行った。	とから、Aとする。				
(2) 調達に係る推進体制の整備	(2) 調達に係る推進体制の整備	(2) 調達に係る推進体制の整備							
ア 契約監視委員会において、	ア 契約監視委員会において、	ア 契約監視委員会において、		○競争入札の公表	<課題と対応>				
毎年度、調達等合理化計画の	毎年度、調達等合理化計画の	調達等合理化計画の策定及		https://www.jaffic.go.jp/procurement/pr	_				
策定及び自己評価の際の点	策定及び自己評価の際の点	び自己評価の際の点検を行		ocurement/competitive.html					

検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。

- イ 契約監視委員会において、 信用基金の調達に係る推進 体制が適正であるかの検証 を行い、必要に応じて、推進 体制の整備・見直しを行う。
- ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。
- エ 随意契約ができる理由を 会計規程等において明確化 し、公正性・透明性を確保し つつ、合理的な調達を実施す る。

- 検を行うとともに、個々の契 約案件の事後点検を行う。
- イ 契約監視委員会において、 信用基金の調達に係る推進 体制が適正であるかの検証 を行い、必要に応じて、推進 体制の整備・見直しを行う。
- ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。
- エ 随意契約ができる理由を 会計規程等において明確化 し、公正性・透明性を確保し つつ、合理的な調達を実施す る。

- うとともに、個々の契約案件 の事後点検を行う。
- イ 契約監視委員会において、 信用基金の調達に係る推進 体制が適正であるかの検証 を行い、必要に応じて、推進 体制の整備・見直しを行う。
- ウ 契約審査委員会の活用等 により、随意契約とする理由 が妥当か、一般競争入札等が 真に競争性・透明性が確保さ れる方法により実施されて いるか等を確認するなど、契 約の適正な実施を図る。
- エ 随意契約ができる理由を 会計規程等において明確化 し、公正性・透明性を確保し つつ、合理的な調達を実施す る。

## ○随意契約の公表

https://www.jaffic.go.jp/procurement/pr
ocurement/voluntary.html

## (2) 調達に係る推進体制の整備

- ア 令和3年度調達等合理化計画(案)、令和2年度調達等合理化計画の自己評価(案)及び個々の契約案件の事後点検については、契約監視委員会(令和3年4月23日~5月10日(書面開催))で審議を受け承認された。
- イ 総括理事(総務担当)を委員長とする契約審 査委員会により調達等合理化に取り組むこと としており、契約監視委員会(令和3年4月23 日~5月10日(書面開催))において、契約審 査委員会の取組状況等について審議を受け承 認された。

その際示された、

- ① 入札参加への声がけについて、大半の案件が2、3者となっているが、もう少し多くの者に声がけを行うことはできないのか。
- ② 「重点的に取り組む分野」に「総務課は、 複数の者が確実に入札することが確認できない場合は、すぐに当該契約の手続きの中断 を指示し、複数の者が確実に入札することが 確認できるまで当該契約の手続きを進める ことを認めない。」と記載されているが、業 務準備に間に合わない場合はどの様に対処 するのか。

また、契約担当部署は、公告期間中、応札者・応募者の状況について、総務課へ説明することとしているが、契約担当部署と総務課との法人内での連絡の強化が重要。何か具体的な方法は考えているのか。

③ 予定価格の精度向上とともに、前年度の実績を基に予定価格を引き下げるなど、予定価格の算定方法について再検討する必要があると思われる。

との意見について、総務課が以下のことを指示 することにより対応した。

- ① 入札公告前に応募予定者が複数者となる 見込みであることについて、総務課が事前に 確認するとともに、事業者への打診を積極的 に実施すること。
- ② 入札手続きを中断しても、業務に支障が出ることがないよう早めに入札公告を行うな

令和3事業年度業務実績等報告書よ	り抜粋

- ど、スケジュール管理に努めること。また、 総務課が入札に係る事前確認を実施する際 に、公告期間中の途中経過を報告すること。
- ③ 予定価格の積算は、市場価格があるものは カタログやインターネット等で価格水準を 調査し、また、過去の調達実績及び複数業者 からの見積書等を参考にして積算すること。
- ○予定されている契約の事前公表について https://www.jaffic.go.jp/procurement/in dex.html
- ウ 契約審査委員会の審査対象となる全ての随意契約案件について、随意契約とする理由が妥当か(「契約事務取扱細則第34条第1項なお書きの随意契約によることができる具体的な事例」(平成30年1月31日制定)に該当しているか)等の審査を受け承認された。
- エ 1者応札・1者応募の防止のための取組を強化する観点から、令和4年3月に「一般競争入札及び企画競争を行う場合の「1者応札・1者応募」の改善に係る取組状況の総務経理部総務課における点検について」の改正(応募予定者等のうち入札等に参加しなかった者に対し、不参加の具体的理由等についてアンケート調査を実施し、その改善策を検討することとしてきたが、これに加え、不参加者がいなかった場合においても有効な改善策を記入するよう改正する等)を行った。